

様式第1号（第4条関係）

パートナー&ファミリーシップ宣誓書

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

私たちは、鹿沼市パートナー&ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナー又は家族として尊重し合い、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。
- ・継続的に同居し、相互に協力して共同生活を送ること。
- ・パートナーシップの関係にある私たちの一方又は双方に生計を同一とする子がおり、家族として生活を共にすること。

1. パートナーシップ宣誓者		
(フリガナ) 氏名 (自署)		
(通称の場合、戸籍上の 氏名)※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	市(区)町村	市(区)町村
連絡先	電話番号	- -
	メールアドレス	@

※1 外国人の場合は、住民票上の氏名を記載してください。通称を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上等の氏名が記載されます。(第6条関係)

2. ファミリーシップ宣誓者		
(フリガナ) 氏名 (自署)		
(通称の場合、戸籍上の 氏名)※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	市(区)町村	市(区)町村
連絡先	電話番号	- -
	メールアドレス	@

※子が15歳未満の場合は、パートナーシップの宣誓者が代筆してください。

代筆者 氏名 (自署)

【※裏面の宣誓者の要件をご確認ください。】

宣誓書受付番号()

※親番のみ記入

3. 添付書類及び確認する事項について

○該当事項確認後「✓」をつけます。

1. パートナーシップ宣誓				
【添付書類】 居住要件等確認用（③は、条件を満たせばファミリーシップ宣誓共用書類として使用可）				
第4条 第1号	①住民票の写し（宣誓日3か月以内に発行のものとし、同居であれば1通で可）	<input type="checkbox"/>		
第1号	②身分証明書（有効期間内のマイナンバーカード、運転免許証等）	<input type="checkbox"/>		
第2号	③戸籍謄本等（宣誓日3か月以内に発行のもの）	<input type="checkbox"/>		
【確認事項】				
第3条 第1号	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>		
第2号	2人とも市内の同一住所（同一世帯）に居住し、住民登録も済。	<input type="checkbox"/>		
	2人のうち一方が本市に住所を有し、他方が当該住所に転入を予定している。※2	<input type="checkbox"/>		
	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">(いずれも)市外 在住の場合</td> <td>(2人とも)市内への転入（同一世帯）を予定している。※2 転入予定先 _____ ・ 転入予定日① 年 月 日 ・ 転入予定日② 年 月 日</td> </tr> </table>	(いずれも)市外 在住の場合	(2人とも)市内への転入（同一世帯）を予定している。※2 転入予定先 _____ ・ 転入予定日① 年 月 日 ・ 転入予定日② 年 月 日	<input type="checkbox"/>
(いずれも)市外 在住の場合	(2人とも)市内への転入（同一世帯）を予定している。※2 転入予定先 _____ ・ 転入予定日① 年 月 日 ・ 転入予定日② 年 月 日			
第3号	2人とも、配偶者がいない。（事実婚と同様の関係にある者であって同居している者を含む。）	<input type="checkbox"/>		
第4号	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップを形成していない。	<input type="checkbox"/>		
第5号	直系血族又は3親等内の傍系血族若しくは直系姻族の間でない。民法734条、735条	<input type="checkbox"/>		
第6号	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間でない。（離縁となった場合を除く。）民法736条、729条関係	<input type="checkbox"/>		

※2 転出証明書又は市内に転入したことがわかるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

2. ファミリーシップ宣誓		
【添付書類】 パートナーシップ宣誓者との関係を公的に証明できる書類		
第4条 第3号	①実子関係：戸籍謄本 ※3	<input type="checkbox"/>
	②養子縁組：戸籍謄本 ※3	<input type="checkbox"/>
	③里親制度：措置証明書（現在有効なもの）	<input type="checkbox"/>
第3条 第2項	「子」が、宣誓をする時点で15歳未達 ⇒ 代筆を求める。	<input type="checkbox"/>
	「子」が、宣誓をする時点で15歳到達 ⇒ 自署を求める。	<input type="checkbox"/>

※3 ファミリーシップ宣誓の必要書類のうち、①と②については、パートナーシップ宣誓の添付書類の ③戸籍謄本で関係性が確認できれば足りものとします。